

広島県告示第七百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年八月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 名 称                  | 所 在 地            | 指 定 年 月 日   |
|----------------------|------------------|-------------|
| 谷口クリニック              | 呉市東中央二丁目八番一八号    | 平成二十二年四月一日  |
| 巻幡内科医院               | 尾道市因島土生町一六八六番一号  | 平成二十二年七月一日  |
| 川崎内科医院               | 府中市高木町字宮ヶ坪一八九番一号 | 平成二十二年六月一日  |
| 医療法人社団 こうろろ皮膚科       | 大竹市立戸二丁目六番二六号    | 平成二十二年五月一日  |
| ファミリークリニック<br>森のくまさん | 東広島市高屋町大島四九九番一八  | 平成二十二年五月一日  |
| 鼻岡内科医院               | 廿日市市宮内一丁目一〇番一〇号  | 平成二十二年二月二六日 |
| 前空クリニック              | 廿日市市前空二丁目一番七号    | 平成二十二年七月一日  |
| 里見歯科                 | 呉市本町五番一七号        | 平成二十二年五月一日  |
| おおもとクローバー歯科<br>クリニック | 尾道市土堂二丁目六番三号     | 平成二十二年五月一日  |
| 秋本歯科医院               | 安芸郡海田町稻荷町九番一六号   | 平成二十二年七月一日  |
| あゆみ薬局                | 三原市久井町江木一一六三番五号  | 平成二十二年五月一日  |
| 西条あんず薬局              | 東広島市西条町助実一八五二番一号 | 平成二十二年四月二八日 |
| 串戸薬局                 | 廿日市市串戸五丁目三番五〇号   | 平成二十二年七月一日  |